

26監査公表第2号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成25年11月28日に福岡市長から定期監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成26年1月30日

福岡市監査委員 富 永 計 久
 同 笠 康 雄
 同 齋 田 雅 夫
 同 伯 川 志 郎

1 監査報告と措置の件数

25監査公表第9号（平成25年9月5日付 福岡市公報第6048号 公表）分
 ……4件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

25 監査公表第9号（平成25年9月5日付 福岡市公報第6048号 公表）分
 （事務監査）

1 局別監査

(1) 総務企画局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>旅行命令及び旅費支給について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>職員が公務のため旅行する場合は、旅行命令権者である所属長は、福岡市職員等旅費支給条例等に則り旅行命令等を発しその職員に対し旅費を支給しなければならない。</p> <p>しかしながら、平成24年12月12日及び平成25年1月22日に職員（各1名）を春日市へ出張させていたが、旅行命令（市外用）を発していなかった。</p> <p>今後、旅行命令及び旅費支給に当たっては、適正な事務処理を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">（職員健康課）</p>	<p>旅行命令及び旅費支給については、福岡市職員等旅費支給条例等に則り旅行命令（市外用）を発し、支給額を算定し旅費を支給した。</p> <p>また、今後は、適正な事務処理を行うよう、所属職員に対し課内会議にて指示を行うとともに、関係条例等を供覧し旅費制度の周知徹底を図った。さらに、職員の外勤の際には、目的地及び適切な旅行命令を発しているかを確認することとし、チェック体制の強化を図った。</p>

(2) 交通局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
-----------	-----------

<p>地下鉄駅等の遺失物の処理について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>地下鉄駅等での遺失物の処理については、福岡市高速鉄道遺失物取扱規程等に則り、適正に処理しなければならない。同取扱規程において、遺失物を警察署へ提出後、3か月を経過しても遺失者が判明しない遺失物については、警察から還付を受けた後、交通事業管理者が定めるところにより処理しなければならないとなっている。しかしながら、平成24年度において金券類の一部を活用できないということから決裁等の手続をせずに廃棄処分しているものがあった。</p> <p>今後、遺失物の処理に当たっては、福岡市交通局会計規程に基づき個別に決裁の手続を行うとともに、事務処理要領等を整備するなど、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>(乗客サービス課)</p>	<p>遺失物の処理については、福岡市高速鉄道遺失物取扱規程及び福岡市交通局会計規程に基づき具体的な事務処理要領を定め、所属職員に通知するとともに、担当職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>
--	---

(工事監査)

1 局別監査

(1) 財政局

監査の結果	措置の状況
<p>委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>委託契約書に仕様書等を添付すべきもの</p> <p>福岡市本庁舎1階ロビー内装造作等業務委託</p> <p>(契約金額1億1,229万7,500円)</p> <p>本委託は、福岡市本庁舎1階ロビー内装造作等を行う業務であるが、委託契約書に仕様書等が添付されていなかった。</p> <p>発注者の明確な設計意図の伝達及び委</p>	<p>契約事務の知識の習得に努め、事務処理の適正化を図るとともに、書類の添付漏れなどの単純なミスが無いよう、十分に確認を行ったうえで事務処理を実施することとした。</p>

<p>託業務の円滑化のためにも仕様書や図面による明示は不可欠であり、契約図書に添付すべきであった。</p> <p>今後は、適正な委託契約書の作成に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(財産管理課)</p>	
--	--

(2) 環境局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>監視員（労務費）の積算を適正に行うべきもの</p> <p>臨海工場発火監視設備外改良工事 (契約金額 1 億3,020万円)</p> <p>本工事は発火監視設備及び放水銃設備の制御盤等の経年劣化に伴う改良工事である。</p> <p>監視員については、ごみピット及び粗大ごみピットの火災監視のために1箇所当たり24時間3交代で配置するようにしていたが、その積算において深夜時間帯（22時～5時）の労務費単価の補正を誤った結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(工場整備課)</p>	<p>積算要領に「深夜作業を行う場合の労務費算出例」及び「注意事項」を追記した。</p> <p>また、適正な設計積算に努めるよう、所属職員に対し研修等により周知徹底を図った。</p>